

SDGs「あま咲きコイン」推進事業実施業務委託特記仕様書

第1 業務名

SDGs「あま咲きコイン」推進事業実施業務

第2 業務の目的

令和3年度より、市独自の電子地域通貨「あま咲きコイン」を本格導入し、環境保全や省エネ促進、健康づくりの活動など、SDGs（持続可能な開発目標）達成に資する行動をした市民に対して、1ポイント=1円で使える「あま咲きコイン」を付与することで、SDGs達成に向けた取組が見える化させ、市政への参画意欲の向上や、まちづくりへの関心を高め、市への愛着を深めるとともに、地域経済の好循環の拡大を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費を喚起するとともに、感染予防対策の一環としてキャッシュレスを推進するため、「あま咲きコイン」を活用した消費活性化策を実施する。

第3 あま咲きコインの概要

尼崎市が発行する尼崎市内で使用できる前払式支払手段

名称	あま咲きコイン
発行者	尼崎市
発行価格	1ポイント1円
支払可能金額等	チャージ残高の上限は10万円
有効期間又は期限	6ヵ月以上を予定
使用できる施設又は場所の範囲	尼崎市内の加盟店の店舗

第4 業務委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

第5 業務の概要

1 準備期間

令和3年4月1日から令和3年6月30日まで

2 稼働期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

3 委託内容

- (1) あま咲きコインシステムの構築、運用・保守、またはサービスの提供（SaaS）等

- (2) あま咲きコイン運營業務
- (3) 業務端末の提供
- (4) あま咲きコインポイント還元キャンペーンの実施

第6 あま咲きコインシステムの構築、運用・保守、またはサービスの提供（SaaS）等

1 端末要件

利用者端末：iOS13.0 以上及び Android11（API レベル最新版）の端末に対応すること。また、稼働開始にあたり、各 OS のメジャーアップデートには対応すること。
管理者端末：Web ブラウザ（Internet Explorer、Google Chrome の最新バージョン）で動作すること。

2 導入構築業務の内容

(1) 制度設計の補助

本事業において目的を達成するために、地域通貨ならびに地域ポイントの運用ルールの方針策定において、必要に応じて法令・事例の調査や、監督官庁の見解を取得するなど、適切な助言を行うこと。また、効率的に業務が遂行できるようスケジュール管理、タスク管理を行うこと。

(2) 基本設計・詳細設計

本市が求める仕様に応じた地域通貨・地域ポイントのシステムの基本設計・詳細設計を行うこと。

(3) 構築・設定

基本設計・詳細設計に基づき、システム構築・設定作業を行うこと。

(4) 機能要件

① 地域通貨機能

- ・ 通貨残高が表示されること。
- ・ ユーザー情報の登録（ID 発行）ができること。 ※ID は地域ポイントと共通
- ・ 利用先（加盟店）検索ができること。
- ・ 利用履歴が確認できること。

② 地域通貨管理機能

- ・ 加盟店、運営者それぞれで管理ができること。
- ・ 加盟店ごとに利用履歴が確認できること。
- ・ ユーザーID ごとに集計ができること。
- ・ 通貨のチャージ（発行）ができること。

③ 地域ポイント機能

- ・ ポイント加算・減算機能があること。
- ・ ユーザー情報の登録（ID 発行）ができること。 ※ID は地域通貨と共通
- ・ ポイント種別で分けて表示されること。

- ・ 利用先（加盟店）検索ができること。
 - ・ 利用履歴、残高、有効期限が表示されること。
 - ④ 地域ポイント管理機能
 - ・ 市の事業等において、多種多様な事業形態や参加形態に対応したポイント付与が可能であること。
 - ・ 利用先（加盟店）ごとに集計ができること。
 - ・ ユーザーIDごとに集計ができること。
 - ・ 任意のポイント数でポイント発行ができること。
 - ⑤ その他機能（独自に提案する機能を含む）
 - ・ 画面機能等について、操作性に優れた使いやすいものとする。また、市民等の幅広い利用者を想定し、アクセシビリティに配慮したものとする。
- (5) テスト
仕様書に定める要件が正常に動作することを確認すること。
- (6) 操作研修
システム導入後に本市職員向けの管理操作研修を実施すること。
- (7) ドキュメント作成
上記作業の作業計画及び工程表を作成すること。
- (8) 登録申請と配信
アプリケーションを用いる場合、iOS 端末向けアプリケーションは、「App Store」、Android 端末向けアプリケーションは、「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。各ストア内で公式アプリを検索する際、「尼崎市」などの言葉で検索結果に反映されるよう対策を行うこと。また、QR コードを本市が指定する日までに納品すること。
- 3 保守運用業務の内容
- (1) システムの保守運用業務
- ① システム保守
ソフトウェア保守、パッケージシステム保守
 - ② ヘルプデスク
本市担当者からの操作等に関する問い合わせ対応業務を行うこと。問い合わせ方法は電話及びメールとする。
 - ③ 改善提案
あま咲きコインシステム（以下「本システム」という。）の機能に対する改善提案
 - ④ 運用開始後、レスポンスダウン等でサーバの性能向上が必要になった場合やストレージの増強が必要となった場合の機器の増設
- (2) システム保守要件

- ① 保守対象とする本システムの円滑な稼働を確保するため、作業計画の管理を行うこと。必要に応じて、本システムへの対応やバージョンアップを行うこと。
 - ② 保守管理で行う作業の作業実績を取りまとめ、委託者へ報告すること。
- (3) システムの機能強化及び改善
- ① パッケージとして実施されるシステム機能の強化（追加、修正等）については、追加の費用なく提供すること。
 - ② 本システムに搭載された機能において、新たな開発や研究成果によりシステム機能の強化・改善が図られる場合は、追加の費用なく提供すること。
 - ③ 機能改善のために行う本システムへの追加変更においては、システム基盤に関する設計、修正、テスト、導入等の作業を行うこと。なお、必要に応じてドキュメント、マニュアル等の更新作業も行うこと。
- (4) 初回稼働時の対応
- ① 本システムのリリース後、正常動作を確認すること。
 - ② 初回稼働の確認時には障害等に対応が可能なSE や、運用保守要員を常駐させるなど、迅速な対応が可能な体制を確保すること。
- (5) 運用体制
- 受託者は、本システムの運用管理（サーバ機器類監視、障害対応等）を行うこと。また、運用業務を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設けて、本システムの運用を円滑に進める支援体制を整えること。
- (6) 運用時間
- ① 本システムの稼働時間
本システムの稼働時間帯は原則 24 時間 365 日とする。
 - ② 本システムの停止時間
本システムを停止する必要がある作業（バージョンアップ等）が発生した場合は、必ず委託者と協議を行うこと。
 - ③ ヘルプデスクの対応時間
ヘルプデスクの対応時間を、平日 10 時から 17 時までとする。ただし、災害時においては、上記の限りではない。
- (7) 障害対応・障害管理
- ① 障害時の連絡体制の対応時間を、平日 10 時から 17 時までとする。ただし、緊急を要する障害である場合はこの限りではない。
 - ② 障害発生時の連絡を円滑に行うための連絡体制（人員構成、連絡方法、緊急時連絡先、連絡ルート等）を明確にすること。
 - ③ すべての障害は、その影響度合いを調査するとともに、迅速に復旧作業を実施すること。復旧後、障害を解消するための対応策について検討して取りまとめ、委託者の承認を得たうえで実施すること。

- ④ 障害対応等を含む障害の記録や障害の原因等を分析した結果を管理すること。
発生したシステム上のすべての障害は適宜に報告を行い、委託者と協議のうえ再発防止策を講じること。また、必要に応じて運用マニュアルの修正並びに運用ドキュメントの作成及び修正を行うこと。
- ⑤ 災害発生に伴う障害等の復旧については、システム側に起因しない障害（ネットワーク回線の物理的な遮断、長期にわたる大規模停電等）を除き、迅速かつ短期間に復旧できる体制を構築すること。

(8) 運用管理ルール

- ① 受託者は運用管理ルールを作成すること。また、年度当初に運用保守業務計画書を作成し、委託者の承認を受け、その業務計画書を基に運用マニュアル等に従ってシステムを運用すること。
- ② 運用マニュアル等に記載のない事態が発生した場合、委託者と協議のうえ、対応策を実施すること。
- ③ 実施した対応策について、必要に応じて運用マニュアルの修正、運用ドキュメントの作成及び修正を行うこと。
- ④ 機密の保護及び安全な保守業務の遂行の観点から、本市の定める情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(9) 運用会議

- ① 必要な情報交換を図るため、委託者及び受託者により構成された会議を開催するものとする。また、会議において、運用の作業状況について委託者に報告すること。
- ② セキュリティインシデントの発生や重大な障害が発生し、サービス提供を正常に行えない場合に、委託者又は受託者の要請により緊急会議を開催することができる。

4 セキュリティ要件

(1) 機密性

サーバ機器類はセキュリティが確保された環境に設置し、サーバを使用できる者が制限された状態にあること。

(2) 完全性

セキュリティ対策ソフトの導入及びそのウイルス定義ファイルの更新は、即時性をもって適宜行うこと。

また、OS やミドルウェア等の更新プログラムを随時反映し、サーバ運用を安全な状態で行うこと。

システムからサーバへの接続、管理機能画面からサーバへの接続、その他の経路によるサーバへの接続、いずれについても不正な攻撃があり得るという意識を持って、万全の対策をもって運用を行わなければならない。

- (3) 可用性
システム利用者は、24 時間 365 日常時サーバにアクセスすることが考えられるため、サーバ機器類はそれに対応するのに十分な冗長化がされていること。
- (4) システムからの情報収集
利用者の端末機器に保存されているデータ類を自動で収集しないこと。
- (5) バックアップ
不測の事態に備えてバックアップを定期的を取得し、復旧することが可能な状態で運用を行うこと。
- (6) 記録等管理
契約期間を通じて、次の記録等を管理・保管すること。
また、本市から求めがあった場合は速やかに提供すること。
 - ① 各種アクセス記録
 - ② システムの追加・変更・削除記録
 - ③ システム障害に対する処理及び問題等
 - ④ 管理システムへのログイン・ログアウト記録及び情報の追加・変更・削除記録

5 運用要件

- (1) データセンター
日本国内に設置されているデータセンターからの提供とし、以下の仕様を満たすこと。
 - ① 24 時間 365 日システムの運用、利用ができること。
 - ② 建築基準法（平成 25 年法律第 201 号）の規定する耐震構造建築物とし、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策及び浸水被害等を防止する措置がとられていること。
 - ③ データセンターには、事前に登録された者のみが入館できるよう、十分なセキュリティ対策がとられていること。
 - ④ サーバ室の入退出管理はシステムにより集中管理し、利用情報を記録すること。
 - ⑤ 無停電電源装置や発電装置等により、停電時に少なくとも 24 時間は継続して運用できるように対策が講じられていること。
- (2) S L A
本業務で提供されるサービスに対して、SLA（Service Level Agreement）を設定する。SLA のサービスレベル目標値に対して未達成の場合は、本市と別途協議を行い対応すること。
- (3) 運用開始後の保守要件
 - ① 運用開始後、前記の OS 及びブラウザのバージョンアップに伴うシステムの動作検証及びシステムのアップデート登録作業を速やかに行うこと

- ② App Store、Google Play での継続したアプリの配布及び管理
- ③ 常時運用を円滑に行うための保守（点検及び障害復旧等を含む。）体制を確保し、障害発生時には速やかに対応すること
- ④ その他、アプリを継続して配布、使用するために必要となる対応
- ⑤ ダウンロード数、利用実績等の集計資料の作成を月次報告及び本市が必要と求めるとき対応すること

6 著作権

- (1) 本業務の履行により設計・構築したシステムの著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託事業者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに係る著作権についてはこの限りではない。また、当該システムをサービスとして提供する場合、その著作権は受託者に帰属する。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に保管し、関係者の外に漏らし、又は本件業務履行のため以外の目的に使用してはならない。
なお、契約期間が終了した後でも同様のものとする。

7 ポイント発行支援

本市及び関係機関、加盟店等が発行するポイントの発行支援を行うこと。なお、利用者が購入（チャージ）したポイントを除き、ポイントの原資については、1ポイント=1円で、実績に応じて別途支払うものとする。

<発行予定ポイント>

種類	発行予定数
あま咲きコイン（プレミアムなし）	70,000,000Pt
あま咲きコイン（プレミアム 20%含む）	384,000,000Pt
あま咲きコイン（プレミアム 10%）	80,000,000Pt
SDGs ポイント	11,000,000Pt
計	545,000,000 Pt

8 広報

効果的な方法により、市民に対し本事業の広報を実施すること。ポスター及びリーフレットの作成等への折込みを基本とし、具体的な方法等については、受託者からの提案に基づき、受託者と市において協議の上決定するものとする。

第7 あま咲きコイン運営業務

1 精算及び請求（あま咲きコインポイント還元キャンペーン分を除く）

(1) 精算

取引実績に基づき、加盟店に対し、月2回以上精算を行うこと。締日から加盟店への入金は2週間程度とする。なお、精算手数料及び振込手数料は本市負担とし、実績に応じて本委託内で支払う。

(2) 請求

取引実績に基づき、販売店に対し、月2回以上販売代金の請求及び入金確認を行うこと。なお、販売店に対して販売手数料として取引実績の3%を支払う。販売手数料は本市負担とし、実績に応じて本委託内で支払う。

2 販売（チャージ）（あま咲きコインポイント還元キャンペーン分を除く）

クレジットカード決済等の非対面型を含めポイントの販売（チャージ）を行うこと。具体的な方法等については、利用者の利便性を勘案した上で、受託者と市において協議の上決定するものとする。なお、決済手数料は本市負担とし、実績に応じて本委託内で支払う。

3 問合せ対応

参加店舗向けヘルプデスク

参加店舗からの操作等に関する問い合わせ対応業務を行うこと。問い合わせ方法は電話及びメールとし、対応時間は平日10時から17時までとする。なお、問合せが集中する時期の増設については、受託者と市において協議の上決定するものとする。

第8 業務端末の提供

SDGs ポイントの発行にあたり、本市下記担当課で使用する業務端末については、本件委託の中で受注者にて用意、提供すること。

(1) タブレット型端末もしくはスマートフォン等。

機種は問わないが、本書に示す要件を満たし、セキュリティ等を十分確保可能なものとする。

(2) 通信カードについては、本システムの利用に際して必要となるデータ量を遅滞なく扱えること。

(3) 必要台数

担当課	台数
健康福祉局健康支援推進担当	3台
経済環境局環境創造課	2台
教育委員会事務局スポーツ推進課	1台
計	6台

第9 あま咲きコインポイント還元キャンペーンの実施

1 事業の概要

あま咲きコインを購入（チャージ）した際に、1人あたり最大4,000円分のあま咲きコイン（プレミアム率20%）を付与する。さらに、飲食・サービス等の店舗においてあま咲きコインで決済すると、決済時に10%のポイント還元を行う。

	購入時のポイント還元	決済時のポイント還元 (物販以外)
購入(決済)上限	1人あたり最大20,000円	1人あたり最大50,000円
プレミアム率	20% (最大4,000円分)	10% (最大5,000円分)
対象者数	1万6千人	1万6千人
販売総額	320,000千円	—
発行総額	384,000千円	80,000千円
販売期間	第1期: 令和3年7月予定 第2期: 令和3年11月予定	—
販売方法	事前申込不要、先着順。 販売店窓口での現金購入又はアプリ等でのクレジットカード決済	—
販売店舗	利用者の利便性を勘案した上で、尼崎市内の店舗等から公募等にて選定。	—
利用期間	ポイント発行日～令和4年3月31日	
参加店舗	利用者の利便性を勘案した上で、尼崎市内の店舗等から公募等にて選定(上限: 1,500店舗)。	
発行方法	本システムの他に、カードタイプ等を用意し、インターネットが利用できない方にも配慮した発行方法とする。	

2 制度周知

効果的な方法により、市民に対し本事業の広報を実施すること。Webページの作成、ポスター及びリーフレットの作成、市報等への折込みを基本とし、具体的な方法等については、受託者からの提案に基づき、受託者と市において協議の上決定するものとする。

3 参加店舗開拓・登録

- (1) 参加店舗は受託者が募集し、市と協議の上決定・登録すること。なお、参加店舗はあま咲きコインの利用ができる「加盟店」と、あま咲きコインの販売(チャージ)を行う「販売店」とする。
- (2) 事業者向けの説明会を実施・運営する他、訪問・電話等による開拓営業を行うこと。
- (3) 事業実施に必要な参加店舗向けのポスター、リーフレット、ステッカー等の販促物を提案の上、用意すること。
- (4) 参加店舗への事業趣旨、留意事項、運営方法等についての周知、説明及び参加店舗等からの質疑等に適宜対応すること。

4 提供機器

業務端末については、本件委託の中で受注者にて用意、提供すること。なお、利用料は本市負担とし、実績に応じて本委託内で支払う。

- (1) タブレット型端末もしくはスマートフォン等。
機種は問わないが、本書に示す要件を満たし、セキュリティ等を十分確保可能なものとする。
- (2) 通信カードについては、本システムの利用に際して必要となるデータ量を遅滞なく扱えること。
- (3) 必要台数
 - ① 尼崎市用 50 台程度
 - ② 参加店舗用 350 台程度

5 問合せ対応

- (1) 利用者向け
利用者からのあま咲きコインに関する問合せ対応業務を行うこと。問い合わせ方法は電話及びメールとし、対応時間は平日 10 時から 17 時までとする。なお、問合せが集中する時期の増設については、受託者と市において協議の上決定するものとする。
- (2) 参加店舗向けヘルプデスク
参加店舗からの操作等に関する問い合わせ対応業務を行うこと。問い合わせ方法は電話及びメールとし、対応時間は平日 10 時から 17 時までとする。なお、問合せが集中する時期の増設については、受託者と市において協議の上決定するものとする。

6 精算及び請求（あま咲きコインポイント還元キャンペーン分）

- (1) 精算
取引実績に基づき、加盟店に対し、月 2 回以上精算を行うこと。締日から加盟店への入金 は 2 週間程度とする。なお、精算手数料及び振込手数料は本市負担とし、実績に応じて本委託内で支払う。
- (2) 請求
取引実績に基づき、販売店に対し、月 2 回以上販売代金の請求及び入金確認を行うこと。なお、販売店に対して販売手数料として取引実績の 3% を支払う。販売手数料は本市負担とし、実績に応じて本委託内で支払う。

7 販売（チャージ）（あま咲きコインポイント還元キャンペーン分）

クレジットカード決済等の非対面型の販売（チャージ）を行うこと。具体的な方法等については、利用者の利便性を勘案した上で、受託者と市において協議の上決定するものとする。なお、決済手数料は本市負担とし、実績に応じて本委託内で支払う。

8 その他

本事業の円滑な遂行を図るため、適切な人員配置を行い、業務運営に努めること。

第 1 0 留意事項

1 守秘義務

受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 個人情報の保護

受託者は、本業務委託より知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約終了後においても同様とする。

3 損害賠償責任

受託者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。

5 法令遵守

保守業務を履行するにあたっては、尼崎市契約規則(昭和 41 年尼崎市規則第 9 号)、尼崎市個人情報保護条例(平成 16 年尼崎市条例第 48 号)、尼崎市情報セキュリティポリシー等をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

第 1 1 費用負担

保守業務の遂行にあたり、受託者の人件費、出張旅費、諸手当、委託者との打ち合わせなど各種会議等で使用する印刷物の作成、成果品の納品にかかる消耗品（電子媒体等、印刷物作成等に要する用紙等を含む。）、連絡調整に必要となる電話、郵便等の通信運搬費等については、すべて契約金額に含まれるものとする。

また、上記に定めのない事項が発生した場合の費用については、別途協議を行う。

第 1 2 業務の継続性

1 本業務は、特別な事情がない限り、初年度と同じ内容で同一事業者と、令和 5 年度まで更新することができるものとする。ただし、本市において予算の減額等があった場合はこの限りではなく、委託内容の詳細につき、協議及び調整を行うものとする。

2 本業務の予定履行期間前にサービスを廃止する場合には、少なくともサービス終了の 6 か月前までには本市に通知すること。このことにより業務委託契約書の条項の規定により本契約が解除された場合は契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として本市に支払わなければならない。

3 保守・運用経費を改定しようとする際は、少なくとも改定を希望する時期の 6 か月前までには改定条件を本市に通知し、本市と別途協議したうえで改定の合意をとること。

第13 システム更新に伴う業務引継ぎ等に関する事項

- 1 上記第12の2に該当する場合や保守業務の委託期間の満了又は解除等により、本システムから他のシステムに移行を図る場合等には、本市が円滑にシステムの移行業務を遂行できるよう誠意を持って協力すること。
- 2 他のシステムへの移行に伴うデータ移行や業務引継ぎについては、保守業務の一環として行うものとし、移行作業等で発生する費用については、保守業務の範囲内とする。
- 3 他のシステムへの移行完了後は、保守業務にかかる契約により提供した環境等から、保守業務に係るデータ等を消去すること。

第14 委託料（提案上限額）

98,458,000円（消費税及び地方消費税含む）

（内訳）

- | | |
|---|-------------|
| ①あま咲きコインシステムの構築、運用・保守、またはサービスの提供（SaaS）等 | 8,778,000円 |
| ②あま咲きコイン運營業務 | 4,767,000円 |
| ③業務端末の提供 | 270,000円 |
| ④あま咲きコインポイント還元キャンペーンの実施 | 84,643,000円 |

第15 提出する成果物等

- (1) 下記のものを運用開始日までに提出・納品すること。
なお、全てのデータを確認した電子媒体（DVD-R等）を納品することとする。
 - ① 計画書等ドキュメント、操作マニュアル
 - ② システム全体のテスト結果一式
 - (2) 下記のものを業務委託期間が満了するまでに提出・納品すること。
なお、全てのデータを確認した電子媒体（DVD-R等）を納品することとする。
 - ③ システム一式（ただしサービスとして提供する場合は必要ない）
 - ④ 事業報告書
- ※①、②、④は紙媒体による出力データ（10部）でも提出すること。

第16 一括再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ尼崎市が認めた場合はこの限りではない。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第4号に規定するこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。）

第17 その他

- 1 本市はあま咲きコインの発行者として、利用者保護の観点から、受託者に対して本業務に係る監督及び検査を行い、または報告を求めることができるものとし、この場合には、受託者は市の指示に従い誠実に対応しなければならない。
- 2 その他仕様書に記載されていない事項については、市と受託事業者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

以 上